

# 療育施設における障害児の変化と 受け入れ及び保護者の悩みに対するフォローの在り方について — 障害児に対する通級指導法 —

川添 友里, 山口 明美

## 要 旨

法も整備され、障害のある児童生徒のニーズに応じて支援していくことのできる環境が整ってきているが、社会の発展に伴う環境の変化により障害を持つ子どもは増加傾向にある。障害児には早期療育が必要であり、発達段階に応じた個別指導が重要となってくる。また、障害児のみならず保護者は多くの悩みを抱えていることを理解し、十分留意していく必要がある。

そこで、薩摩川内市子ども発達支援センター「つくし園」でボランティアを行い、実際に療育の現場を体験しながら子どもたちの変化を観察し、保護者に対してアンケートを実施した。

その結果、療育により子どもたちの社会的スキル（意思表示、コミュニケーション能力など）は向上し、保護者は養育上の悩みを多く抱えていることがわかった。また、障害を持つ母子にとって、療育施設は必要不可欠であり、どの発達段階においても児童生徒と保護者に寄り添うことが大切であることがわかった。

**キーワード：**障害児，早期療育，療育活動，通級指導

## I. はじめに

ノーマライゼーションの理念が進展する中、平成16年6月の障害者基本法の一部改正において、「障害のある児童及び生徒と障害のない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない。」という条文が新たに加えられた。これにより、通常学級において障害のない児童生徒と特別支援学級に在籍する児童生徒やLD等の児童生徒など、様々な教育的ニーズのある児童生徒が共に学習することが多くなった。ゆえに、教師がそのような学習集団の中で障害のある児童生徒を適切に支援し、周囲の児童生徒との相互理解を図ることが大切であり、そのためには教師が障害についての幅広い知識を身につけていく必要がある。

障害には大きく身体障害、知的障害、精神障害、その他の発達障害に分かれている。発達障害とは、発達障害者支援法 第2条で「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」をいい、「つくし園」には障害や重度を問わない子どもたちが通園施設、児童デイサービス施設に分かれてそれぞれ療育を受けて

いる。

ボランティアは主に児童デイサービスで行い、児童・保護者と約半年間関わりながら経過観察を行い、アンケートを通園施設と児童デイサービス施設の両方で実施した。これらの結果と指導法について報告する。

## II. 研究方法

### 1. 療育活動参加による児童の経過観察

現状把握も兼ねて午後からの療育に参加しながら児童の観察を行った。療育は仲間づくりを目的とし、遊びを通して子ども同士で友達を作れるように手助けを行った。また、療育は各グループの担当の先生が計画し、数人の先生と共に行ったが、その内容は、お絵描き、散歩、料理、クリスマスや餅つきなどの行事、チューリップ植えなどで室内外での活動を行った。

### 2. アンケートによる実態調査の実施

「つくし園」利用者の実態調査をアンケート形式で行った。対象は「つくし園」の通園施設と児童デイサービスの児童の保護者である。児童の障害や施設の利用状況、施設に関する要望、保護者の養育上の悩みについて把握するために協力を依頼した。

実施時期は2009年12月に施設の指導担当者を通して質問紙を配布し、2週間後に回収した。また、すべて回答選択肢からの選択方式を用いた。

施設の利用状況に関するアンケート内容は、以下の通りである。

- ①児童・保護者の年齢・性別について
- ②こどもの障害について
- ③デイサービスの利用期間
- ④つくし園の通園施設の利用状況
- ⑤つくし園以外の施設との併用状況
- ⑥つくし園を知ったきっかけ
- ⑦つくし園（デイサービス）の利用理由
- ⑧つくし園での子どもの状況
- ⑨つくし園への要望
- ⑩保護者の養育上の悩み・問題について
- ⑪こどもの療育上の相談相手の有無
- ⑫障害児（者）への社会の対応について
- ⑬障害児の福祉施設の必要性とその理由

### Ⅲ. 結果及び考察

#### 1. 療育活動参加による児童の経過観察

2009年10月1日～2010年3月25日までの間、平常の療育・行事でのボランティアに参加することで、時の経過とともに変化する児童の心身の成長を観察することができた。

先生方は自由遊びから療育に至るまで、児童に無理強いわせることはなく、自然と興味が向くように促している。あくまでも1人1人のペースに合わせて、先生方全体で見守る体制が整っていた。

家庭科教育においても1人1人のニーズに対応できる環境を整えることが重要で、常に生徒の話に耳を傾ける事が大切であると考えます。

#### 2. アンケートによる実態調査から見る児童や施設に対する考え方と保護者の悩み

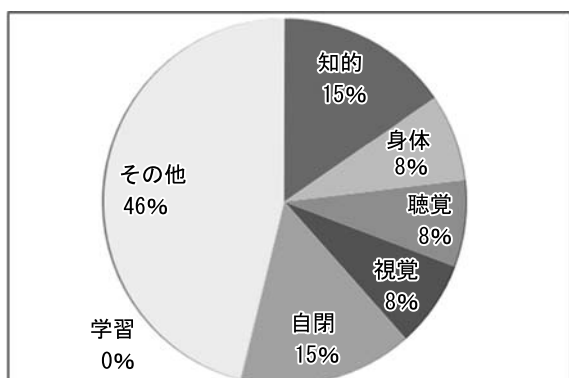


図1 施設利用者の障害内容

図1は児童の障害内容を示している。児童デイサービス施設で知的障害15%、身体障害8%、聴覚障害8%、視覚障害8%、自閉症15%、その他が46%である。

その他は発達障害の疑いや多動、言葉の遅れ、障

害なしなどであった。また、全体の約30%は重複して障害を抱えており、障害の重度は比較的軽度な児童が多い。

デイサービス施設の児童たちは軽度な場合が多いために、軽度ゆえに保護者自身も悩むところが多く、重度の児童をかかえる保護者の悩みとは異なるようである。

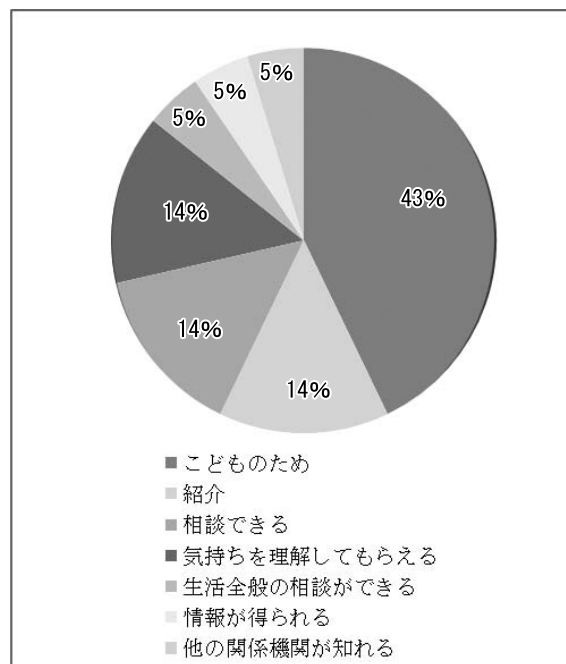


図2 つくし園の利用理由

図2は「つくし園」を利用している理由を示したものである。理由として「こどものためになると思ったから」という意見が一番多かった。また、「相談に行った時に適切なアドバイスをしてもらえたから」、「自分の気持ちをわかってもらえたから」、「生活全般の相談にのってもらえたから」という理由で両施設共に全体の1/3を占めていたので、児童の療育のみならず、保護者にとっても普段の生活における悩み相談の場として、自分たちのために利用されている部分もあることがわかった。

保護者の方々は育児に対する不安、悩み、ストレスを抱えこんでしまう場合が多い。その時に保護者の気持ちを聞き、共感的な関係を継続する「見方」となる存在はとても重要である。専門的な知識を持っている先生方から適切なアドバイスを受けることによって安堵感が増し、その結果、余裕を持って児童に愛情を持って接することができるのである。

「つくし園」に入って何か児童が変わったことはあるかという問いに対し、「はい」と答えたのは児童デイサービス施設が67%、通園施設が100%で、変わった内容としては「自己表現ができるようになった」、「知識が増えた」、「仲間づくりができるようになった」、

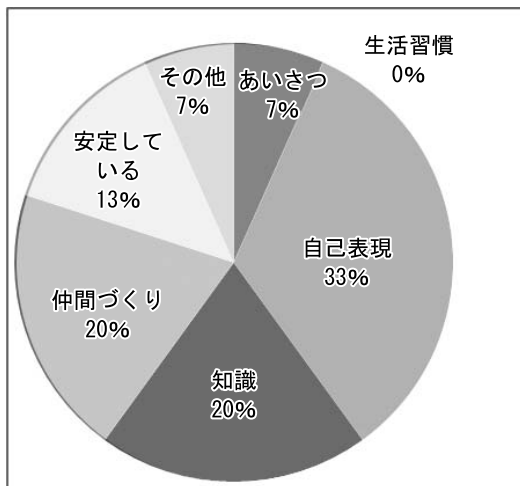


図3 利用による児童の変化

「精神的に安定している」の順に両施設とも多い意見だった。

「つくし園」に通う児童たちは他の健常児の子と比べて、同じことをスムーズにできずに自信をなくし、引っ込み思案になってしまっている子が多い。そんな児童に対し、「つくし園」の先生方は児童が自分からできるように、見本を見せたり、目印をつけたり、やり方を変えてみるなど色々なアイデアを使って積極的に取り組めるような環境づくりをしている。

すこしの手助けと介助により児童は自分でやれることを確認し、徐々に介助なしでできるようになり、自信を持てるようになってくる。この自信が上記の意見に繋がっているのだろう。

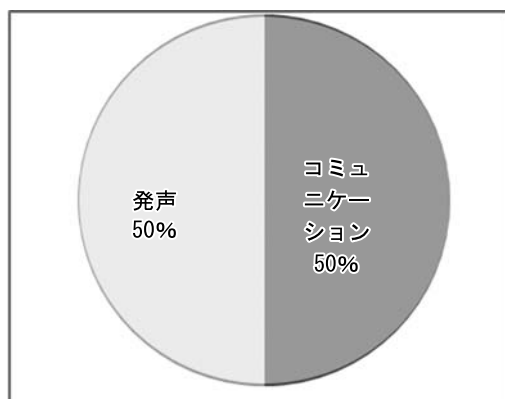


図4 施設への要望（デイサービス）

図4は施設への要望であるが、「コミュニケーションの取り方」と「発声」は両施設とも挙げられた意見であった。他の意見については通園でのみ挙げられていた。この結果はアンケート回収率の違いによるもので、「コミュニケーションの取り方」と「発声」の割合はそんなに変わらないため、保護者が求めているものは両施設とも似たようなものであろうと考える。

保護者が求めるものは大きく2つにわけられる。コミュニケーション能力や礼儀、発声などの「うまく人間関係が築けるようになる能力の向上」と言語の書き取りや食育などの「知能的な分野の向上」である。これは、年齢や障害の有無に関わらず、保護者が教育者に求める永遠のテーマであろう。これに対し、教師はどう応えていかなければならないのか、という気持ちを忘れてはいけないと考える。

#### IV.まとめ

療育施設における障害児の変化と保護者の悩みに対するフォローの在り方についてだが、児童は療育を受けることにより特に「自己表現」、「知識の習得」、「仲間づくり」についてできるようになったことにより、自分に自信を持ち、いきいきと生活を送れるようになっていくことが分かった。

保護者も児童を養育していく中で、悩みはつきものであり生活していく上で不安は消えないものである。そんな中、専門的知識を持ち、的確にアドバイスをしてくれる「つくし園」の先生は、保護者の相談相手としても重要な存在であった。

教育は、生まれた時から発達段階に応じて全て繋がっており、一番初めの教育機関である「幼稚園・保育園（またはそれと同等の施設）」は人間形成の大きな基盤となっている。特に、障害児は機能向上においても幼少期にしっかりと療育を受けることによって、その後の発達段階における学習への態度や理解度も変わってくるだろう。

小・中・高と障害児が学んでいけるのは、療育をして下さる障害児福祉施設の先生方の熱意ある指導のおかげである。障害福祉施設の先生方が築かれてきたものを受け継ぐものとして、児童をさらに大きく成長させた上で次に繋げていかなければならない。教育者になるということは、児童の人生に深く関わることである。その責任を十分に把握し、個々のニーズにあった教育をしていくべきであろう。

#### 通級学級での指導

発達障害を持つ児童・生徒を支援するためには、障害の特性に合わせた個別の配慮が重要となされる。また、同じ高機能自閉症という診断を持つ子がいたとしても、それぞれが違う魅力と課題をもっている<sup>1)</sup>。したがって、専門的知識を踏まえつつも、まずは、児童と積極的に関わることで、子どもから学び、理解を深めていくことが一番大切である。

発達障害の児童・生徒が問題行動を示す時、どうしてもその児童の障害面から行動を理解しがちである。しかし、興奮しやすいとされるADHDを持つ児童

の周りには、①わざと刺激する児童・生徒②陰でコントロールしている児童・生徒③トラブルを期待する児童・生徒④問題行動をまねする児童・生徒がいる場合がある<sup>2)</sup>。高学年や中学校くらいになると、先生の目が届かないところで発達障害の子をからかって怒らせ、先生が戻ってくるとその場から姿を消し、さも発達障害の子が一人で騒いでいるかのような状況を作り出す児童や、なだめ役にうまく切り替わってごまかすといった生徒が見られる。

また、クラスの子どもたちの心が全体的にすさんでくると、自分たちから積極的に行動することはなくても、クラス内にトラブルが起きることを楽しむムードが生まれてくることがある<sup>2)</sup>。

また、教師からの個別の配慮やその児童へのソフトな対応を見て、「あの子だけずるい」、「あいつだけラクしている」といった不満が生じ「自分たちもやっけていいのだ」と問題行動を真似する児童・生徒が出現する。教師に反抗的な児童・生徒が増える可能性があり、たえずクラスが騒がしいと、音に敏感な特徴を持つ発達障害の児童・生徒の場合、より興奮しやすくなってしまいうことも考えなくてはならない。

これらのことより、発達に課題を持つ児童・生徒自身の耐性や社会性を育む支援はもちろん必要であるが、現代の子どもの課題である①先生に自分だけ大切にされたい傾向②自分に敏感で、相手に鈍い傾向③ラクなこと、おもしろいことに流れる傾向④気持ち切り替えることが苦手な傾向を十分に考慮し、周りにいる児童・生徒を育て、すべての子どもが落ち着いて授業に取り組める環境を作ることが最も必要だと考える<sup>2)</sup>。

ゆえに、やわらかい雰囲気のクラスづくりが大切であり、そのためにも障害のある児童・生徒と周囲の児童生徒との「相互理解」を図らねばならない。

通常学級において、障害のある児童生徒が共に学習する際、周囲の児童の理解が十分でない場合は、障害について説明し、理解を求めていく取り組みが必要になる。

まず、障害をもつ児童の障害の状態を把握することが大切である。その上で、通常学級において、「どのような場面でどのように困っているか」、「どのように困ると予想されるか」、「どのような支援が必要か」、「周囲の児童生徒はどのように理解しているか」、「どのように関わっているか」などについて整理する。

次に、学級全体の児童生徒の障害理解の状況から、相互理解を図るためにはどのような内容を取り扱うかを検討する。検討を行う際は、担任一人だけではなく、学年部の教員あるいは特別支援教育コーディネーターなど複数の教員で学校全体での理解を視野

に入れながら行うのが望ましいだろう<sup>3)</sup>。

また、取り扱う内容によっては障害のある児童生徒本人の具体的な姿や情報が示されることがあるので、本人・保護者との話し合いを十分に行い、共通理解しておくことが必要不可欠である。

特に、障害名については、周囲の児童生徒の理解が不十分な状況では、からかいの対象ともなり得ることに十分留意しなければならない。本人への障害告知の状況や、保護者の理解状況、専門家の意見も含めて、慎重な取り扱いが必要である<sup>2)</sup>。また、障害をもつ子へ支援を目的とした個別指導だが、通常学級での個別指導や別室指導を実施する場合には、児童を苦しめぬように気を配りながら、①児童・保護者が共に個別指導について納得できているか②別室指導の際、クラスメイトがある程度肯定的に送り出してくれるか③取り出されている間に進んだ授業単位をどう埋めるか④個別指導での成長を担当が把握して、授業場面で反映させることができるかという点を十分検討しなければならないだろう<sup>2)</sup>。

学習障害児の多くは通常の学級に在籍していることから、これらの児童生徒に対する指導は、通常の学級における指導を基本に対応していくことが重要である。

学習障害児はその特性から通常の一斉学習の形態による指導では十分に学習内容を理解することができないことがある。しかし、本人の理解できる能力に応じた個別の指導方法がとられれば、十分通常の学級のなかで学習できる児童が多いだろう。こうした児童生徒の指導に際しては、このチームティーチングの活用がかなり有効である。

したがって、チームティーチングの幅広い活用の中で、学習障害児の指導にも十分配慮することができるだろう。

特に、LD・ADHD・高機能自閉症等の児童・生徒に対しては、1時間の中で「わかった」という達成感や成就感を味わえる評価のポイントを明確にした授業の構成は不可欠である。

そのうえで、基礎的・基本的な内容の定着を図るための「補足の授業」や学習内容の理解をさらに深めたり、学習したことを活用して解決したりする「発展的な学習」を効果的に活用し、長所や得意な部分に目を向けて、それを伸ばしていくことが大切であろう。よって、児童・生徒たちに「できて当たり前」から、「できることのすばらしさ」に気づかせていくことが自分への自信の第一歩となる<sup>4)</sup>。

LD等の子どもたちは、確かに学びにくさやつまづきやすい特徴があるが、一人ひとりが固有の学び方を持っているのだと思う。

教師はその固有の学び方を見つけ出し、児童自身の学び方を子どもから学ぶという、個性を大切にしたい「分かる授業」を追求する姿勢を持ち続けたいものである。最後に、研究の結果から立案した個別の教育支援計画と個別の教育計画を示す。

個別の教育支援計画
<p>[実態把握]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●本人・保護者や関係機関とともに、情報を把握する。               <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の状況（障害や発達の状態）</li> <li>・児童を取り巻く環境（家族や支援者の状況）</li> <li>・児童および周辺の課題等</li> </ul> </li> </ul> <p>※引き継ぎ資料（就学前の個別の支援計画等）の活用</p> <p>[支援の目標，内容および担当機関等の明確化]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●支援の目標を設定し，必要とされる支援について，教育・医療・保健・福祉・労働・家庭等の各支援者（機関）の役割と支援内容の調整を図る。</li> </ul> <p>[支援の実施]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●計画に基づき，支援を行う。               <ul style="list-style-type: none"> <li>※保護者や関係機関と連携して，学級担任が中心となって，コーディネーター等の助言を得て，支援を行う。</li> <li>※学校での具体的な指導および支援については，個別の指導計画書等により行う。</li> </ul> </li> </ul> <p>[評価]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●支援の目標に基づき，支援の成果について評価を行う。               <ul style="list-style-type: none"> <li>※本人・保護者や関係機関と連携して，学級担任が中心となって，コーディネーター等の助言を得て，評価を行う。</li> <li>※関係機関等の役割に応じて評価の内容・時期・評価者を明確にしておくことが大切である。</li> <li>※評価の時期については，個々の課題や目標等によって異なることから，個別に設定する。</li> </ul> </li> </ul>

個別の指導計画
<p>[実態把握]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●児童・生徒の状態（配慮や支援が必要な状態等），保護者や本人のニーズなど，多方面からの情報を収集し，実態を把握し，課題をリストアップする。</li> </ul> <p>[目標の設定]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●各教科・領域等や学校生活全般に渡り，配慮すべき項目を含めた教育活動全体を通しての長期目標（年間・将来の見通し）と，学期や単元等に合わせた具体的な短期目標を設定する。</li> </ul> <p>[指導計画の作成]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●指導場面や指導目標，内容，手だて等を具体的に記述する。</li> <li>●作成に当たっては，保護者への説明や教職員間の共通理解を図る。</li> </ul> <p>[指導の展開]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●具体的な目標に沿った指導を行う。               <ul style="list-style-type: none"> <li>※指導目標や手だて等が適切であったかを評価し，計画の修正を行う。</li> </ul> </li> </ul>

[ 評価 ]

- 設定された目標に沿って指導した結果、どのように変わったか等について評価を行う。
  - ※指導にかかわる教員や校内委員会等で評価する。
  - ※目標の設定や課題内容、具体的な手だての設定などを見直していく。
  - ※学期や学年ごと等に定期的に評価を行う。
  - ※引き継ぎのため、取り組みの結果を記録する。

**V. 謝 意**

最後に、本研究の調査にご協力いただきました「つくし園」の園長先生をはじめ諸先生、保護者の皆さまに謝意を表します。

**参考文献**

1) 戒 弘志：障害児療育 障害をもつ子どもの未来の

ために、不味堂出版，2004

2) 柘植 雅義編：これならできる‘LD・ADHD・高機能自閉症への対応’，教育開発研究所，2006

3) 新井 英靖：「気になる子ども」の教育相談ケース・ファイル，ミネルヴァ書房，2005

4) 文部科学省：学習障害(LD)への教育的支援，ぎょうせい，2002

## Of the follow-up to worry about changes in child care facilities and acceptance and parents should be about

Yuri Kawasoe , Akemi Yamaguchi

Department of Nutrition, Faculty of Nursing and Nutrition,  
Kagoshima Immaculate Heart University

Key words : handicapped children, practice in early, remedial activities , class guidance

### Abstract

Environments can continue to support needs of schoolchildren disabilities than the maintenance of the law, has been appointed. However, children with disabilities by changes in the environment due to the development of society is on an upward trend. Individual guidance based on early prognosis and developmental stage in trouble is important. Also, parents with children with disabilities is needed is to understand that many troubles.

Therefore, child development center "Tsukushi" in experienced remedial site and volunteers. And conducted a survey in the guardian. Turns out as a result, the following points.

- (1) By prognosis has improved social skills of children (gesture, communication skills, etc.).
  - (2) Parents foster problems often have.
  - (3) For the mother and child with disabilities care facilities need essential.
  - (4) Important is that children and parents to cuddle at any development stage.
-